

## 総合評価に関する事項

公募内容 教育財産への自動販売機の設置者（売上料に係る貸付料率方式）

物件番号 物件番号 I（研修会館前物件）、物件番号 II（運動場部室横物件）

### 1 評価に関する基準等

この公募の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

#### （1）売上料に係る貸付料率に係る率料点又は貸付料点

算定方法	得点
売上料に係る貸付料率提案書に記載された売上料に係る貸付料率（提案率）のうち最も高率の者を70点とし、その他の提案率の者について、百分比により配点を行う。	70点

#### （2）自動販売機の付加機能

評価項目	評価基準	配点	得点
省エネ性能	省エネ法トップランナー制度におけるエネルギー消費効率基準達成	2点	2点
防災機能	付加機能の有無	2点	2点
ユニバーサルデザイン	付加機能の有無	1件につき 1点	3点
その他付加機能	付加機能の有無	AED 4点 その他 2点	4点

#### （3）社会貢献度

評価項目	評価基準	配点	得点
県内のボランティア活動 又は県事業への協力	実績の有無	実績1件につき2点	8点
防災面での県への協力体制	実績の有無	実績1件につき2点	8点

#### （4）県内企業であること

評価項目	評価基準	得点
県内企業であること	県内に本店・本社を有する	3点

### 2 公募参加申込に関する事項

公募に参加しようとする者は、受付期間内に、以下の提出書類を提出すること。

原則として、提出された申込書等により審査を行うので、様式等の取り違え、記載漏れ等がない  
よう注意すること。

#### （1）提出書類

##### ① 公募参加申込書（様式1）

飲料水等の自動販売機設置業務において、3年以上の実績を有することを証明する書類を添付すること。

② 売上料に係る貸付料率提案書（様式2）

○【様式2】売上料に係る貸付料率提案書

「売上料に係る貸付料率」は、県に支払う「売上料に係る貸付料」を算定するために、売上報告金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、売上金額合計から消費税等相当額を除く額)に乘じる率（パーセンテージ）を小数点以下第1位まで記載すること。記載はアラビア数字によること。

③ 自動販売機の設置に係る提案書（様式3－1及び2）

提案書の各提案内容は全て記載すること。記載する内容がない場合には、「該当なし」等の表記により、記載内容がない旨を明示すること。

過去3年以内の実績を記載すること。

提案書に記載された内容によって評価基準が確認できない場合は、加算点の算出を行わない。

○【様式3－1】自動販売機の設置に係る提案書（仕様等に係るもの）

設置しようとする自動販売機の仕様が徳島県立鳴門高等学校が示した特質等に適合するものであることを証明する書類（カタログ等）を添付すること。

2（3）仕様には、対応の可否及び添付したカタログ等のページを記載すること。

○【様式3－2】自動販売機の設置に係る提案書（社会貢献度等に係るもの）

県内でのボランティア活動又は県事業への協力実績報告書（様式5）及び社会貢献度の実績を証明する書類の写し等、評価基準が確認できる書類等を添付すること。評価基準が確認できる書類等を提出できない実績については、提案書への記載をしないこと。

1（1）県内でのボランティア活動又は県事業への協力は実績を4件まで記載できる。

1（2）防災面での県への協力体制は実績を4件まで記載できる。

2（3）「ユニバーサルデザイン」は、付加機能がある場合、各項目の「可否」欄へ可否を記載し、項目にないユニバーサルデザインがある場合は、「⑧その他」の欄へ具体的な内容を記載すること。

【様式3－2】とこれに添付する書類は、同じ提案内容の場合は複数の物件をまとめて提出可能とする。提案内容が異なる物件については、別様とすること。

④誓約書（様式4）